

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

石川県知事 山野 之義 様

申込者氏名

申 出 書

次の被災した住宅の状況について、災害救助法の適用がある災害時における賃貸型応急住宅実施要綱の要件に該当することを申し出ます。

被災した住宅の所在地①：

※賃貸型応急住宅で被災した者で、同住宅に係る申出書の提出が必要な場合のみ②を記入

被災した住宅の所在地②：

1. 被災した住宅の状況 ※要件ア～カのうち該当するもの 1 つに☑を付けてください

(要綱第 6 条 (1) ①)

☐ ア. 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない

(要綱第 6 条 (1) ②)

☐ イ. 半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みにより住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない以下にも
チェック☐ 土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない☐ 屋根、外壁の損傷により雨水をしのぐことができない☐ 住家への浸水により耐えがたい悪臭がしており生活に支障が生じている

※臭気確認書（様式 5 号の 2）を提出

☐ 上記に準ずる状況により生活が困難であると石川県が認める

(要綱第 6 条 (1) ③)

☐ ウ. 以下のいずれかに該当し、長期（おおむね 1 ヶ月以上）にわたり自らの住宅に居住できないと市町長に認められた以下にも
チェック☐ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある☐ ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している☐ 地滑り等により避難指示等を受けている

(要綱第 6 条 (1) ④)

☐ エ. 令和 6 年能登半島地震又は令和 6 年奥能登豪雨において入居した賃貸型応急住宅が被害を受け、要綱第 6 条(1)①、②又は③のいずれかの要件を満たす者で、別の賃貸型応急住宅への住み替えを希望する

(要綱第 6 条 (1) ⑤)

☐ オ. 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が 1 か月を超えると見込まれる（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。）

(要綱第 6 条 (1) ⑥)

☐ カ. その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた

裏面へお進みください

(様式第 5 号)

2. 被災した住宅の被災状況について、損傷や悪臭の程度が分かるよう具体的かつ詳細に記載してください。

.....

.....

.....

3. 被災した住宅について、被災状況が確認できる写真を貼付してください。

※ 被災した住宅の写真①は**必ず**添付してください（全壊の場合は省略可）。

※ 被災した住宅①及び②のうち、どちらの写真であるかを判別するため、写真の付近に**必ず①又は②を記載**してください。

※ 写真が複数枚ある場合、A 4 サイズの用紙に貼付のうえご提出ください。

【写真撮影の主なポイント】

- ・ 建物全体をなるべく周囲 4 方向から撮影
- ・ 被災した部屋ごとの全景の撮影、被害箇所の「寄り」の撮影
- ・ 浸水した高さがわかるようにメジャーや人物などと一緒に撮影

写真の提出方法は、下記アドレスあてにデータ送付または☐にチェックをお願いします。

sumai@city.hakui.lg.jp / ☐ り災証明書の申請時に提出した写真を利用する。

※ 入居要件は審査により決定いたします。入居決定通知書にて、ご自身の入居要件を必ずご確認ください。

【貼 付】

該当要件確認印
(受付市町記入欄)